

一般事業主行動計画

ながみね農業協同組合

職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて働き方を見直し、職員全員が働きやすいと思える環境を整え、また、個々の能力を十分に発揮できるよう、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日

2. 内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間内に1人以上取得の促進を行う。

対策 平成30年4月～

- (1) 男性の育児休業取得を周知するため、所属長より該当者へ育児休業取得の啓発・促進を行う。

目標2 「ノー残業デー」の導入による所定外労働の削減。

対策 平成30年4月～

- (1) 週一回の「ノー残業デー」を設定し、「ノー残業デー」の周知ならびに実施の促進を行う。
- (2) 部署毎の実施状況の確認と職員のニーズ分析をおこなう中で、年間を通じての対応をすすめる。

目標3 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

対策 平成30年4月～

- (1) 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- (2) 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- (3) 所属長より年次有給休暇の取得の啓発・促進を行う。